

< 用語の定義 >

【概略計画】（ 市民参画型道路計画プロセスのガイドラインより）

「構想段階において、公益性の観点から道路管理者が次に示す事項を決定する計画であり、計画段階の検討の基本となるもの」。

< 決定項目 >

- 起終点
- 道路種別
- 計画諸元（車線数、設計速度等）
- 構想ルート帯（概ね1/25,000～1/50,000スケールで、幅250m～1km程度のルート帯）
- 主な連結する道路
- 主たる構造（高架、平面、地下等の区別）
- その他必要な事項

【概略計画案】

概略計画を決定するための案。設定した代替案を比較、評価し、最も妥当と判断して選定した案。

【代替案】

目的・課題の達成に資すると考えられ得る道路整備のアイデアから、実現可能で合理的な案(複数)に絞り込んだもので、比較、評価の対象となるもの。